

質問票に対する回答票

令和3年7月1日

開札予定日時	令和3年7月14日(水) 13時50分
調達件名	創成トンネルで使用する業務用電力
質問内容	<p>1. 契約単価積算内訳書の常用基本料金について、こちらは小数点第4位まで端数が生じる可能性がございますが、様式では小数点第2位までの表示になっており実際の数値と表示される数値に相違が出る可能性がございます。こちらはそのまま使用してもよろしいでしょうか。</p> <p>2. 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。</p> <p>3. 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。</p> <p>4. 現在の供給者を教えてください。</p> <p>5. 検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております。その旨ご了承頂けますか。</p> <p>6. (権利義務の譲渡等) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。 『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』</p> <p>7. 計量日に関する条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。 『計量は毎月1日午前0:00に行う。』</p> <p>8. 契約書の提出および契約締結期限の具体的な期日を教えてください。また、期限について協議可能でしょうか。</p> <p>9. 契約保証金免除方法について 令和3年6月21日の回答5にて契約書の写しを提出する場合がありますとありますが、下記詳細をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>① 過去2年間とはいつから数えて過去2年を指しますか。 (例: 入札日より数えて過去2年、過去2年度の間、等) 上記、指定の過去2年間に供給終了日が入っている契約という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>② 規模をほぼ同じくするとは何を確認し判断されますか。使用電力量でしょうか。また、ほぼ同じくとは何割くらいを指しますか。</p> <p>③ 証明の為の提出する可能性がある契約書の写しは、機密保持の為一部黒塗りは可能でしょうか。(単価部分や単価が計算できる契約電力、使用電力量、契約総額のうちどれか一つを黒塗り等)</p> <p>④ もし、規模を総額で判断される場合は、契約書に総額を記載している需要家様が少ないのですが、その場合は使用電力量での確認、若しくは契約書に総額を手書き可などのご対応で確認頂くことはできますでしょうか。</p>

回答内容	<ol style="list-style-type: none">1. 端数処理については、決まりがいないためそのまま使用して問題はありません。2. 契約期間中に、電力の契約に影響するような工事は予定していません。3. 単に一般送配電事業者が料金を値上げしたことをもって契約単価の見直しはできませんが、その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不適當となったときは、契約書(案)第12条に基づき、発注者と受注者協議のうえ、契約単価の見直しは可能です。4. 「丸紅新電力株式会社」となります。5. 検針結果の内容が請求書の内訳に記載されていれば問題ありません。6. 契約書の内容は変更・追加できません。なお、権利義務の譲渡等については契約書(案)第5条のとおりです。7. 契約書の内容は変更・追加できません。なお、計量日時については契約書(案)第9条のとおりです。8. 契約書の締結について、具体的な期限はございませんが、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすこととしております。9. <ol style="list-style-type: none">① 過去2年間とは、供給完了日(契約期間の終期)から起算するものとします。 なお、履行中の案件がある場合については、契約期間が満了していないことをもって、一概に否定するものではありません。② 規模については、契約電力、使用電力量により判断いたします。また、ほぼ同じくとは契約電力や使用電力量により多角的に判断することとなるため、一概に何割と示せるものではありません。③ 札幌市契約規則第25条3号を満たすことを証明するものとして、提出いただく書類となりますので、黒塗りは認めておりません。④ 規模については総額で判断することはありません。
------	---